

平成 2 0 年 2 月 5 日

各市町村障害福祉担当課
給付審査等担当係 御中

千葉県健康福祉部障害福祉課
地域生活支援室

居宅介護及び重度訪問介護に係るサービス提供時間と適用時間帯の相関
図の送付について

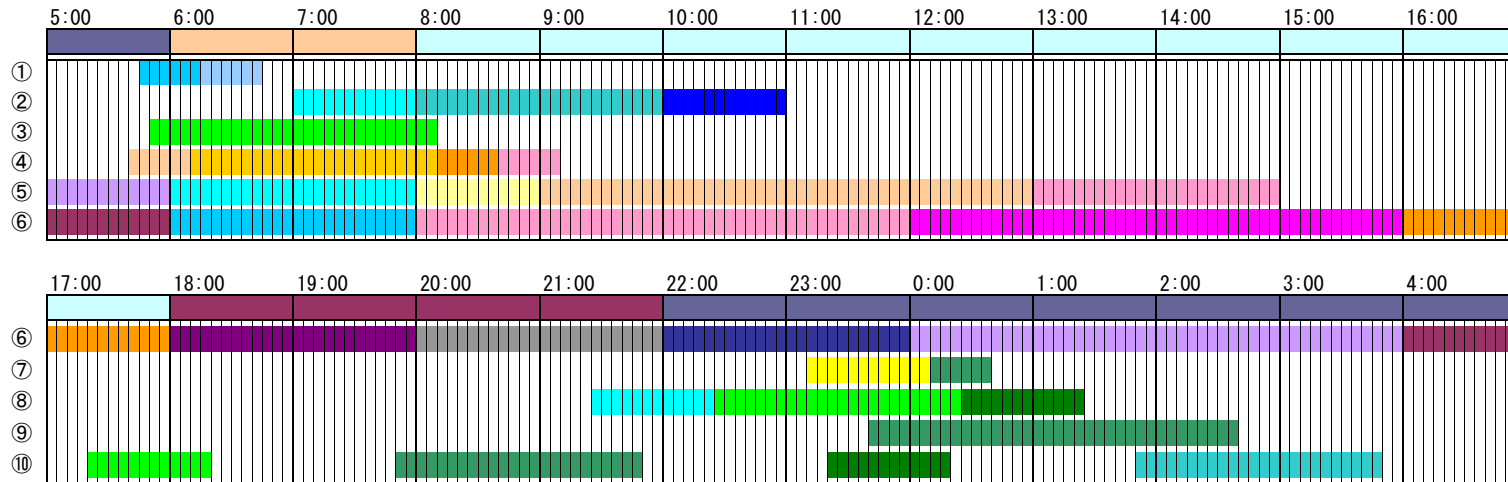
このことについて、幾つかの事業所から問い合わせがありましたので、事業所指導等にご利用いただけるよう標記相関図を送付します。

担 当：地域生活支援室 豊田

TEL：043-223-2335

E-Mail：y.tyd3@ma.pref.chiba.lg.jp

居宅介護及び重度訪問介護に係るサービス提供時間と適用時間帯の関係



- ① 深夜から早朝にかけての居宅介護 5:45～6:45 最初の30分は深夜帯、後の30分は早朝時間をそれぞれ適用する合成コードを適用する。
- ② 早朝から日中にかけての居宅介護 7:00～11:00 早朝+日中の合成コードと日中増分コードを適用
- ③ 早朝のみの居宅介護 5:50～8:10 早朝のみのコード最長となるサービス提供時間の例を図示
- ④ 深夜帯から日中までの連続居宅介護 5:40～9:10 深夜+早朝+日中の合成コードと日中増分コードを適用（身体介護等の場合）
- ⑤ 深夜帯から日中にかけての連続重度訪問介護 5:00～14:00
深夜帯4h未滿を1時間、早朝帯4h未滿を2時間、日中4h未滿を1時間、同4h～8hを4時間、同8h～12hを2時間
- ⑥ 24時間要介護の連続重度訪問介護 サービス開始初日は8:00～
初日12:00まで日中4h、同16:00まで日中4h～8h、同18:00まで日中8h～12h、同20:00まで夜間8h～12h、同22:00まで夜間12h～16h、同24:00まで深夜帯12h～16h
2日目以降 4:00まで深夜帯4h、同6:00まで深夜帯4h～8h、同8:00まで早朝4h～8h、同12:00まで日中8h～12h、同16:00まで日中12h～16h、同18:00まで日中16h～20h、同20:00まで夜間16h～20h、同22:00まで夜間20h～24h、同24:00まで深夜帯20h～24h
- ⑦ 深夜帯の日を跨る連続居宅介護 23:10～翌0:40 翌0:10まで1日目深夜1時間で、0:10～0:40は、日を跨る場合 2日目深夜増分コード適用
- ⑧ 日を跨る連続重度訪問介護 21:25～翌1:25 22:25まで夜間4hを1時間、0:25まで深夜帯4hを2時間、1:25まで2日目深夜帯4hを1時間。（1日目にその他の重度訪問介護のサービスがない場合。）
- ⑨ 日を跨る連続重度訪問介護 23:40～翌2:40 1日目深夜4h未滿を1時間、2日目深夜4h未滿を2時間。（1日目にその他の重度訪問介護のサービスがない場合。）
- ⑩ 1時間半間隔で複数回のサービス提供する重度訪問介護 17:20～の1時間は日中4h未滿1時間、19:50～の2時間は夜間帯4h未滿2時間、23:20～1時間は1日目深夜帯4h未滿1時間、翌1:50～2時間は2日目深夜帯4h未滿2時間